

平成 2 9 年度

草加市

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

草加市監査委員



草 監 第 6 5 号
平成 3 0 年 8 月 2 0 日

草加市長 田 中 和 明 様

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 宇佐美 正 隆

平成 2 9 年度草加市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付されました平成 2 9 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

目次

平成29年度草加市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

審査の対象	1
審査の期間	2
審査の方法	2
審査の結果	2
審査の概要	3
1 健全化判断比率	3
(1) 標準財政規模の額	3
(2) 実質赤字比率	4
(3) 連結実質赤字比率	5
(4) 実質公債費比率	6
(5) 将来負担比率	10
2 資金不足比率	15
(1) 公共下水道事業特別会計（地方公営企業法非適用事業）	16
(2) 新田西部土地区画整理事業特別会計（地方公営企業法非適用事業）	17
(3) 新田駅西口土地区画整理事業特別会計（地方公営企業法非適用事業）	18
(4) 水道事業会計及び病院事業会計（地方公営企業法適用事業）	19
3 むすび	21

参考資料

資料 1	近隣市等における健全化判断比率の比較	22
資料 2	近隣市等における市民一人当たりの将来負担額の比較	23
資料 3	埼玉県内の市における健全化判断比率の状況	24
資料 4	類似団体における健全化判断比率の状況	25
資料 5	近隣市等及び類似団体における連結実質赤字比率及び将来負担比率の関係	26
資料 6	用語説明	27

（注）

- 文中で用いる金額は、原則として万円単位で表示し、単位未満は切り捨てています。このため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合があります。
- 数値の単位未満の端数は、原則として四捨五入しています。このため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合があります。
- 表中の百分率の比較単位はポイントであり、表示については文中を含め単純差引きしています。
- 各表中の符号等の用法は、次のとおりです。
「 - 」 当該数値がないもの
「 」 マイナス

平成29年度草加市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

審査の対象

平成29年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びにそれら算定の基礎となる事項を記載した書類

表 1 〈健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等〉

区分		該当会計名等	各比率の対象となる会計等				
一般会計等	一般会計	一般会計 (新田西部土地区画整理事業特別会計及び新田駅西口土地区画整理事業特別会計を含む)	実質赤字				
	公営事業会計	特別会計	交通災害共済事業特別会計		連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
駐車場事業特別会計							
国民健康保険特別会計							
介護保険特別会計							
後期高齢者医療特別会計							
公営企業会計		法非適用	公共下水道事業特別会計				
			新田西部土地区画整理事業特別会計				
		新田駅西口土地区画整理事業特別会計					
		法適用	水道事業会計				
			病院事業会計				
一部事務組合・広域連合							
地方公社・第三セクター等						資金不足比率	

表 2 〈一部事務組合・地方公社等〉

一部事務組合・広域連合	地方公社・第三セクター等
東埼玉資源環境組合	草加市土地開発公社
埼玉県都市競艇組合	アコス株式会社
埼玉県市町村総合事務組合	
彩の国さいたまづくり広域連合	
埼玉県後期高齢者医療広域連合	
草加八潮消防組合	

審査の期間

水道事業会計及び病院事業会計の資金不足比率

平成30年6月8日から平成30年8月16日まで

上記を除く比率

平成30年7月19日から平成30年8月16日まで

審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれら算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令等に基づき適正に作成されているか、関係書類の照合等を行うとともに、関係部局からの説明を聴取する等の方法により、審査を実施しました。

審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれら算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

1 健全化判断比率

(単位：%)

比率・決算年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	増減 -	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	-		11.38	20.00
連結実質赤字比率	-	-	-		16.38	30.00
実質公債費比率	3.9	3.9	4.2	0.3	25.0	35.0
将来負担比率	18.3	11.2	2.8	8.4	350.0	

(参考) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「-」表示ですが、実質黒字額を負の値()で表記した場合における平成29年度決算に基づく実質赤字比率は 8.28%、連結実質赤字比率は 30.86%です。

2 資金不足比率

(単位：%)

会計・決算年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	増減 -	経営健全化基準
公共下水道事業特別会計	-	-	-		20.0
新田西部土地区画整理事業特別会計	-	-	-		
新田駅西口土地区画整理事業特別会計	-	-	-		
水道事業会計	-	-	-		
病院事業会計	-	-	-		

(参考) 資金不足比率については、資金の不足額がないため「-」表示ですが、資金の剰余額を負の値()で表記した場合における平成29年度決算に基づく資金不足比率は、公共下水道事業特別会計 6.7%、新田西部土地区画整理事業特別会計 100.0%、水道事業会計 160.6%、病院事業会計 11.3%です。なお、新田駅西口土地区画整理事業特別会計は資金の不足額及び剰余額は生じていません。

審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」とする。）では、地方公共団体（以下「自治体」とする。）の財政悪化や破綻を未然に防ぐ目的から、自治体は算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率という4つの健全化判断比率及び資金不足比率の数値と早期健全化基準等との対比結果を公表し、その結果に応じて行財政上の措置を行うことを規定しています。

以下、1 健全化判断比率 及び 2 資金不足比率の審査概要を記載します。

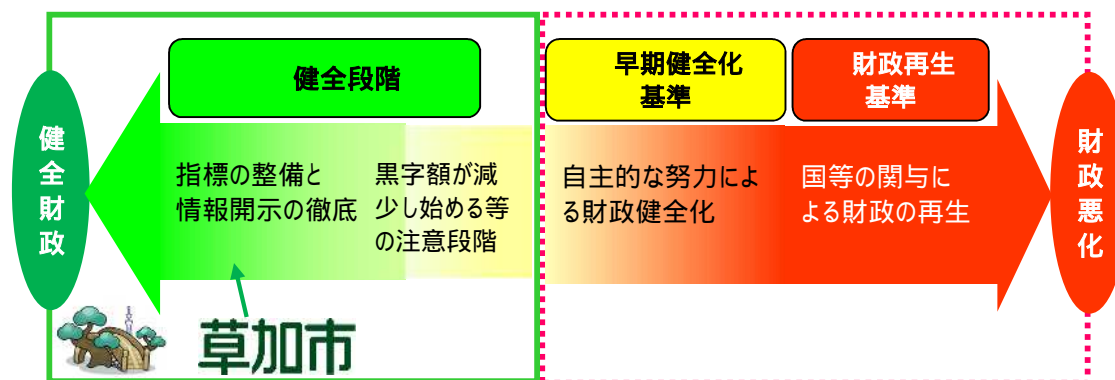
1 健全化判断比率

4つの健全化判断比率は、表3のとおり、財政の健全性や悪化の度合いにより健全段階、財政状況が悪化し自主的な改善努力により財政健全化を図る段階（早期健全化基準）、財政状況の悪化が著しく自主的な改善努力では財政健全化が困難となり国等の関与による確実な財政再生が必要な段階（財政再生基準）で分類され、4つの健全化判断比率のうち1つの指標でも早期健全化基準以上となる場合には、財政状況を早期に改善するための財政健全化計画を策定する必要があります。

また、財政悪化がより深刻な状況となり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政再生計画を策定しなければなりません。

本市における平成29年度決算に基づく健全化判断比率については、早期健全化基準及び財政再生基準に該当する比率はありませんでした。

表 3（草加市における健全化判断比率の健全性のイメージ）



(1) 標準財政規模の額

健全化判断比率4指標の算定において、算定式の分母に関係する標準財政規模とは、自治体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額の合算額で表されます。

平成29年度は、標準税収入額等 372億6,392万円、普通交付税額 27億5,608万円、臨時財政対策債発行可能額 33億1,413万円の合計 433億3,414万円が標準財政規模となり、前年度と比べ 3億4,657万円（0.8%）増加しています。

(2) 実質赤字比率(税金等の収入に占める一般会計の赤字額の割合)

福祉、教育、まちづくり等を行う自治体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、一般会計等に赤字がある場合、その赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

算定の対象となる会計は、一般会計、新田西部土地区画整理事業特別会計及び新田駅西口土地区画整理事業特別会計です。

算定式は次のとおりで、実質赤字額が生じる場合には比率を正の値で表示していますが、実質黒字額の場合には比率は算定されず、公表値は「-」と表示されます。平成29年度は実質赤字額が生じていませんので、実質黒字額を負の値()で表示し、比率を算定しますと、表4「実質赤字比率算定表と年度比較」のとおりです。

算定式

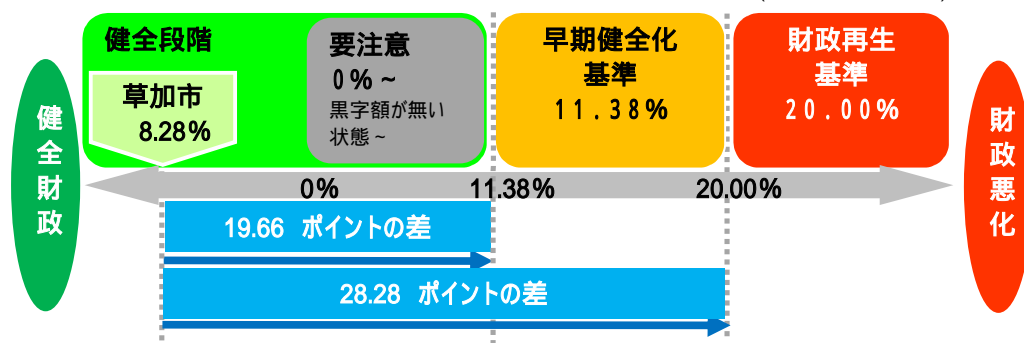
		実質赤字(黒字)額 A
実質赤字比率	=	—————
		標準財政規模 B

表 4 (実質赤字比率算定表と年度比較)

(単位:千円・%)

算定式の内容	実質収支額等			増減
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
実質赤字(黒字)額 (ア-イ-ウ) A	4,814,359	2,765,691	3,590,755	825,064
歳入決算額 ア	73,840,684	73,442,165	74,082,800	640,635
歳出決算額 イ	68,416,804	70,421,643	70,245,360	176,283
繰越財源 ウ	609,521	254,831	246,685	8,146
標準財政規模 B	42,410,750	42,987,569	43,334,145	346,576
実質赤字比率 A / B	11.35	6.43	8.28	1.85
公表値	-	-	-	/

(早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(実質赤字比率))



平成29年度の実質赤字比率の実数値は 8.28%で、前年度に比べ 1.85ポイント上昇しています。また、早期健全化基準 11.38%に比べ 19.66ポイント、財政再生基準 20.00%に比べ 28.28ポイント、それぞれ下回っています。

なお、早期健全化基準は市町村の標準財政規模に応じて 11.25%から 15.00%の間で、毎年度定められます。

実質赤字比率が低下した主な要因を算定式から求めますと、分母となる標準財政規模の増加率(0.8%)を、分子を構成する実質黒字額の増加率(29.8%)が上回った結果、標準財政規模に占める実質黒字額の割合が上昇したものです。

(3) 連結実質赤字比率(税金等の収入に占める全会計の赤字額・資金の不足額の割合)

自治体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。すべての会計の赤字額や黒字額を合算し、自治体としての赤字がある場合、その赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

算定の対象となる会計は、表1「健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等」のとおり一般会計及び特別会計(公営企業会計を含む)となり、一部事務組合・広域連合及び地方公社・第三セクター等は対象外です。

算定式は次のとおりで、実質赤字額が生じる場合には比率を正の値で表示しますが、実質黒字額の場合には比率は算定されず、公表値は「-」と表示されます。平成29年度は実質赤字額が生じていませんので、実質黒字額を負の値()で表示し、比率を算定しますと、表5「連結実質赤字比率算定表と年度比較」のとおりです。

算定式

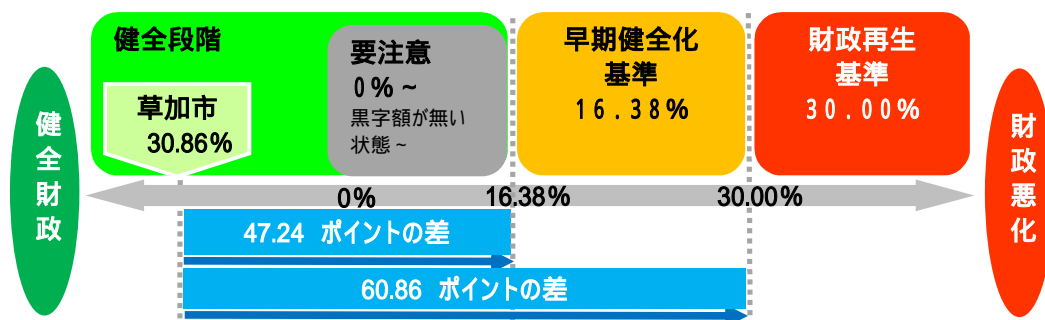
$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字(黒字)額 A}}{\text{標準財政規模 B}}$$

表 5 (連結実質赤字比率算定表と年度比較)

(単位 : 千円・%)

算定式の内容	実質収支額等			増減 -
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
一般会計等 (一般会計)	4,814,359	2,765,691	3,590,755	825,064
特別会計	1,623,441	2,897,265	1,820,909	1,076,356
公営企業会計	9,417,993	8,972,687	7,961,343	1,011,344
合 計	15,855,793	14,635,643	13,373,007	1,262,636
連結実質 赤字(黒字)額 A	15,855,793	14,635,643	13,373,007	1,262,636
標準財政規模 B	42,410,750	42,987,569	43,334,145	346,576
連結実質赤字比率 A / B	37.38	34.04	30.86	3.18
公 表 値	-	-	-	

(早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(連結実質赤字比率))



平成 29 年度の連結実質赤字比率の実数値は 30.86%で、前年度に比べ3.18ポイント低下しています。早期健全化基準 16.38%に比べ 47.24ポイント、財政再生基準 30.00%に比べ 60.86ポイント、それぞれ下回っています。

なお、早期健全化基準は実質赤字比率と同様に、市町村の標準財政規模に応じて 16.25%から20.00%の間で、毎年度定められます。

連結実質赤字比率が上昇した主な要因を算定式から求めますと、算定式の分母となる標準財政規模が前年度と比べ 0.8%増加したことに対し、分子を構成する連結実質黒字額が減少した結果、標準財政規模に占める連結実質黒字額の割合が低下したものです。

各会計の実質黒字額を前年度と比較しますと、一般会計が 29.8%増加し、特別会計が 37.2%、公営企業会計が 11.3%それぞれ減少したことにより、全体では 8.6%減少しています。

また、連結実質黒字額に占める各会計の構成割合は、一般会計等 26.9%、特別会計 13.6%、公営企業会計 59.5%となっています。

(4) 実質公債費比率(税金等の収入に占める一般会計の借入金返済額の割合)

自治体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額)に対する比率で、借入金である地方債の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。

算定の対象となる会計は、表1「健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等」のとおり、一般会計及び特別会計(公営企業会計を含む)並びに一部事務組合・広域連合となります。

算定式は次のとおりで、3か年の平均値が公表値となります。詳細は、表6「実質公債費比率算定表と年度比較」のとおりです。

算定式（公表値は、平成29年度を含めた過去3か年の平均値です。）

$$\text{実質公債費比率（単年度）} = \frac{(\text{元利償還金 A} + \text{準元利償還金 B}) - (\text{特定財源 C} + \text{基準財政需要額算入額 D})}{\text{標準財政規模 E} - \text{基準財政需要額算入額 D}}$$

- A:元利償還金(公債費、繰上償還額及び借換債を財源として償還した額等)
 B:準元利償還金
 C:特定財源(国や都道府県等からの利子補給等)
 D:地方債の元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
 E:標準財政規模

表6（実質公債費比率算定表と年度比較）

（単位：千円・％）

算定式の内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	増減 -
元利償還金 A	5,067,026	5,288,902	5,677,707	388,805
準元利償還金 B	3,866,185	3,764,358	3,455,538	308,820
公営企業に要する経費の財源とする地方債償還の財源に充てたと認められた繰入金	3,637,746	3,493,546	3,339,195	154,351
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	149,840	131,619	89,905	41,714
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	78,599	139,193	26,438	112,755
特定財源 C	1,699,279	1,781,633	1,772,548	9,085
国や都道府県等からの利子補給	0	0	0	0
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	1,699,279	1,781,633	1,772,548	9,085
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D	5,650,476	5,713,342	5,759,456	46,114
標準財政規模 E	42,410,750	42,987,569	43,334,145	346,576
〔分子〕 (A+B)-(C+D)	1,583,456	1,558,285	1,601,241	42,956
〔分母〕 (E-D)	36,760,274	37,274,227	37,574,689	300,462
実質公債費比率（単年度） ()/()	4.30752	4.18060	4.26149	0.08089
実質公債費比率（公表値）	3.9	3.9	4.2	0.3

（注）公表値は、当該年度を含む過去3か年の平均値です。

（早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(実質公債費比率)）

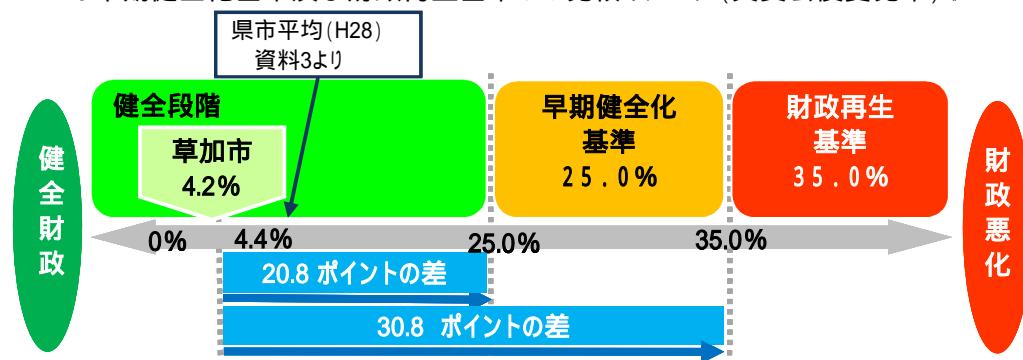


表6「実質公債費比率算定表と年度比較」をみますと、平成29年度の実質公債費比率は、平成27年度から平成29年度までの3か年平均値で4.2%となり、平成28年度の算定値と比べて0.3ポイントの上昇となっています。

早期健全化基準25.0%と比べ20.8ポイント、財政再生基準35.0%と比べ30.8ポイント、それぞれ下回っています。なお、早期健全化基準及び財政再生基準は、それぞれ一律に定められています。

また、平成29年度の実質公債費比率の単年度値は、4.26149%で、平成28年度の単年度値と比べ0.08089ポイント上昇しています。

単年度比率が上昇した主な要因を算定式から求めますと、分母を構成する項目のうち標準財政規模は、前年度と比べ3億4,657万円(0.8%)増加した一方、分子を構成する項目のうち元利償還金は前年度と比べ3億8,880万円(7.4%)増加しましたが、準元利償還金が前年度と比べ3億882万円(8.2%)減少し、さらに控除項目である特定財源が前年度と比べ減少したことにより、分子が増加した結果、分母に占める分子の割合が増加したものです。

続いて、全国規模の公表値では最新となる平成28年度の数値同士を比較し、本市の実質公債費比率の相対的な状況を確認します。

資料1「近隣市等における健全化判断比率の比較(平成28年度)」から、平成28年度における本市の実質公債費比率は3.9%で、埼玉県内全40市(以下「県市」とする。)平均4.4%及び類似団体(以下「類団」とする。)平均5.3%と比較しますと、県市平均より0.5ポイント、類団平均より1.4ポイントそれぞれ下回っています。

また、表7「実質公債費比率の算定における埼玉県内の市平均との比較」から主な算定項目の標準財政規模に対する割合を比較しますと、次のとおりとなります。

元利償還金は、本市が13.1%(平成28年度12.3%)で、県市平均14.7%より1.6ポイント下回っています。

特定財源は、本市が4.1%(平成28年度4.1%)で、県市平均3.5%より0.6ポイント上回っています。

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、本市が13.3%(平成28年度13.3%)で、県市平均11.2%より2.1ポイント上回っています。

表 7 《 実質公債費比率の算定における埼玉県内の市平均との比較 》

算定式の内容	草加市 (H 2 9)		草加市 (H 2 8)		県市平均 (H 2 8)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
元利償還金 A	5,677,707	13.1	5,288,902	12.3	4,690,563	14.7
準元利償還金 B	3,455,538	8.0	3,764,358	8.8	1,297,707	4.1
満期一括償還地方債の 1年当たりの元金償還 金に相当するもの	0	0.0	0	0.0	83,458	0.3
公営企業に要する経費 の財源とする地方債償 還の財源に充てたと認 められた繰入金	3,339,195	7.7	3,493,546	8.1	910,934	2.9
一部事務組合等の起こ した地方債に充てたと 認められる補助金又は 負担金	89,905	0.2	131,619	0.3	125,473	0.4
公債費に準ずる債務負 担行為に係るもの	26,438	0.1	139,193	0.3	177,817	0.6
一時借入金の利子	0	0.0	0	0.0	25	0.0
特定財源 C	1,772,548	4.1	1,781,633	4.1	1,130,941	3.5
国や都道府県等からの 利子補給	0	0.0	0	0.0	61,232	0.2
都市計画事業の財源と して発行された地方債 償還額に充当した都市 計画税	1,772,548	4.1	1,781,633	4.1	1,069,709	3.4
元利償還金・準元利償 還金に係る基準財政需要額 算入額 D	5,759,456	13.3	5,713,342	13.3	3,562,669	11.2
標準財政規模 E	43,334,145	100.0	42,987,569	100.0	31,892,354	100.0
〔分子〕 () (A+B)-(C+D)	1,601,241	3.7	1,558,285	3.6	1,294,661	4.1
〔分母〕 () (E-D)	37,574,689	86.7	37,274,227	86.7	28,329,685	88.8
実質公債費比率 (単年度) ()/()	4.26149		4.18060		4.56998	
実質公債費比率 (公表値)	4.2		3.9		4.4	

(注1) 「平成28年度決算に基づく健全化判断比率(埼玉県企画財政部市町村課)」から作成しています。

(注2) 割合は、標準財政規模に対するものを表しています。

(5) 将来負担比率(税金等の収入に占める一般会計が将来負担する債務の割合)

自治体の一般会計が将来負担すべき実質的な負債(将来負担額)から、返済原資としてみなすことができる基金、特定財源見込額及び地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額(充当可能財源等)を控除した将来負担額(以下「充当後将来負担額」とする。)の、標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額(以下「調整後標準財政規模」とする。)に対する比率です。

自治体の一般会計等の地方債残高や出資している法人への損失補償や地方公社の負債等、一般会計が支払う可能性のある負担額を合算し、一般会計における将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

将来、本市の財政を圧迫する可能性がある債務の現在高や、この現在高が税収入等からなる年間の総収入の何年分に相当するかを確認できます。

算定の対象となる会計は、表1「健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等」のとおり、一般会計、特別会計(公営企業会計を含む)並びに一部事務組合・広域連合及び地方公社・第三セクター等(表2参照)となります。

算定式は次のとおりで、その詳細は、表8「将来負担比率算定表と年度比較」のとおりです。

算定式

将来負担比率	=	$\frac{\text{将来負担額 A} - \text{充当可能財源等 B}}{\text{標準財政規模 C} - \text{基準財政需要額算入額 D}}$
--------	---	---

A: 将来負担額(地方債の現在高、公営企業債等繰入見込額等)

B: 充当可能財源等(充当可能基金額、特定財源見込額、地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額)

C: 標準財政規模

D: 地方債の元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

表 8 (将来負担比率算定表と年度比較)

(単位 : 千円 ・ %)

算定式の内容		平成27年度	平成28年度	平成29年度	増減 -
将来負担額	地方債の現在高	57,268,340	57,094,928	58,353,663	1,258,735
	債務負担行為に基づく支出 予定額	2,076,576	2,066,063	2,336,885	270,822
	公営企業債等繰入見込額	33,758,456	32,476,328	31,077,587	1,398,741
	組合等負担等見込額	2,183,592	2,093,974	2,092,232	1,742
	退職手当負担見込額	7,364,969	5,724,964	5,296,211	428,753
	設立法人の負債額等負担見 込額	1,823	938	1,153	215
	土地開発公社	0	0	0	0
	第三セクター等	1,823	938	1,153	215
	連結実質赤字額	0	0	0	0
	組合等連結実質赤字額負担 見込額	0	0	0	0
合 計 A	102,653,756	99,457,195	99,157,731	299,464	
充当可能財源等	充当可能基金額	11,523,642	12,803,467	16,082,656	3,279,189
	特定財源見込額 (充当可能 特定歳入)	17,562,212	16,597,614	16,511,645	85,969
	うち都市計画税	15,414,999	14,495,572	14,686,561	190,989
	地方債現在高に係る基準財 政需要額算入見込額	66,812,190	65,877,796	65,489,624	388,172
合 計 B	95,898,044	95,278,877	98,083,925	2,805,048	
充当後将来負担額 〔分子〕	() (A - B)	6,755,712	4,178,318	1,073,806	3,104,512
標準財政規模 C	42,410,750	42,987,569	43,334,145	346,576	
元利償還金・準元利償還金に係 る基準財政需要額算入額 D	5,650,476	5,713,342	5,759,456	46,114	
調整後標準財政規模 〔分母〕	() (C - D)	36,760,274	37,274,227	37,574,689	300,462
将来負担比率 () / ()	18.3	11.2	2.8	8.4	

（早期健全化基準との比較イメージ(将来負担比率)）

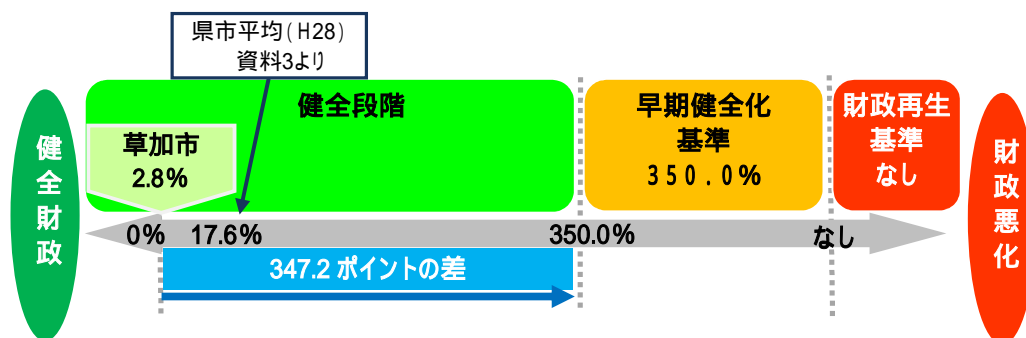


表8「将来負担比率算定表と年度比較」をみますと、平成29年度の将来負担比率は2.8%となり、前年度に比べ8.4ポイント低下（改善）しています。

早期健全化基準350.0%に比べ347.2ポイント下回っています。なお、早期健全化基準は市町村一律に定められ、財政再生基準は定められていません。

また、算定式の内容を比較しますと、平成29年度の将来負担額は991億5,773万円で、前年度に比べ2億9,946万円（0.3%）減少しています。この主なものは、公営企業債等繰入見込額や退職手当負担見込額が減少したことによるものです。

充当可能財源等は980億8,392万円で、前年度に比べ28億504万円（2.9%）増加しています。この主なものは、充当可能基金額が増加したことによるものです。この結果、充当後将来負担額は10億7,380万円で、前年度に比べ31億451万円（74.3%）減少しています。

将来負担比率が低下（改善）した主な要因を算定式から求めますと、分母となる調整後標準財政規模が前年度に比べ3億46万円（0.8%）増加し、また、分子を構成する充当後将来負担額が減少した結果、分母に占める分子の割合が低下したものです。

続いて、全国規模の公表値では最新となる平成28年度の数値同士を比較し、本市の将来負担比率の相対的な状況を確認します。

資料1「近隣市等における健全化判断比率の比較（平成28年度）」から、平成28年度における本市の将来負担比率は11.2%で、県市平均17.6%及び類団平均36.0%と比較しますと、県市平均より6.4ポイント、類団平均より24.8ポイント下回っています。

また、表9「将来負担比率の算定における埼玉県内の市平均との比較」から主な算定項目の標準財政規模に対する割合を比較しますと、次のとおりとなります。

将来負担額は本市が228.8%（平成28年度231.4%）で、県市平均213.0%より15.8ポイント上回っています。充当可能財源等は、本市が226.3%（平成28年度221.6%）で、県市平均197.3%より29.0ポイント上回っています。充当後将来負担額は、本市が2.5%（平成28年度9.7%）で、県市平均15.7%より13.2ポイント下回っています。

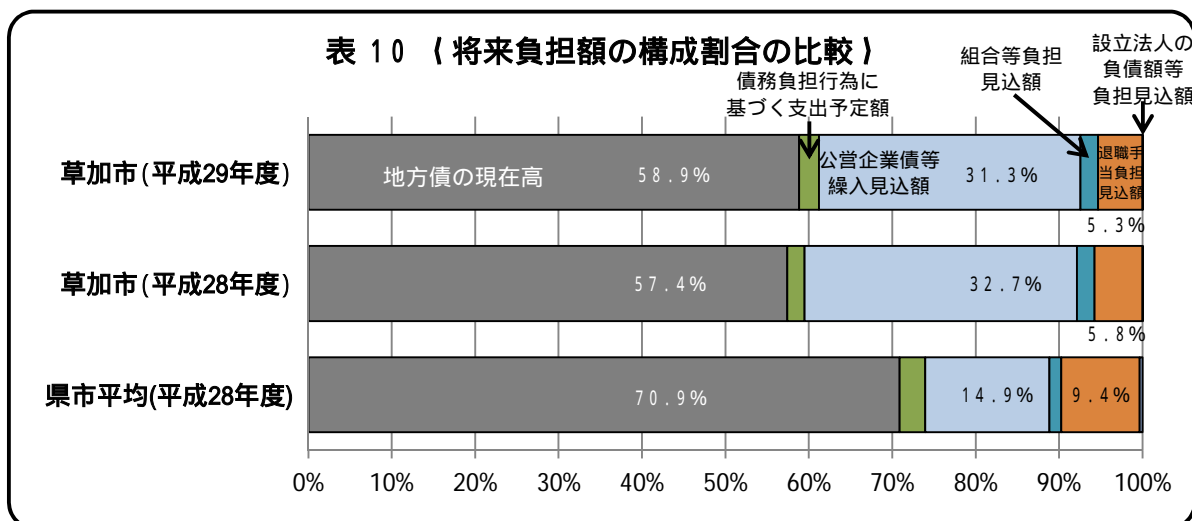
表 9 (将来負担比率の算定における埼玉県内の市平均との比較)

算定式の内容		草加市 (H 2 9)		草加市 (H 2 8)		県市平均 (H 2 8)	
		金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
将来負担額	地方債の現在高	58,353,663	134.7	57,094,928	132.8	48,142,537	151.0
	債務負担行為に基づく 支出予定額	2,336,885	5.4	2,066,063	4.8	2,094,309	6.6
	公営企業債等繰入見込額	31,077,587	71.7	32,476,328	75.5	10,106,076	31.7
	組合等負担等見込額	2,092,232	4.8	2,093,974	4.9	973,077	3.1
	退職手当負担見込額	5,296,211	12.2	5,724,964	13.3	6,370,391	20.0
	設立法人の負債額等負担見込額	1,153	0.0	938	0.0	240,408	0.8
	連結実質赤字額	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	組合等連結実質赤字額 負担見込額	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	合 計 A	99,157,731	228.8	99,457,195	231.4	67,926,798	213.0
充当可能財源等	充当可能基金額	16,082,656	37.1	12,803,467	29.8	9,795,308	30.7
	特定財源見込額 (充当可能特定歳入)	16,511,645	38.1	16,597,614	38.6	10,205,616	32.0
	うち都市計画税	14,686,561	33.9	14,495,572	33.7	9,686,172	30.4
	地方債現在高に係る基準 財政需要額算入見込額	65,489,624	151.1	65,877,796	153.2	42,922,641	134.6
	合 計 B	98,083,925	226.3	95,278,877	221.6	62,923,565	197.3
充当後将来負担額 () 【分子】 (A - B)		1,073,806	2.5	4,178,318	9.7	5,003,233	15.7
標準財政規模 C		43,334,145	100.0	42,987,569	100.0	31,892,354	100.0
元利償還金・準元利償還 金に係る基準財政需要額 算入額 D		5,759,456	13.3	5,713,342	13.3	3,562,669	11.2
調整後標準財政規模 () 【分母】 (C - D)		37,574,689	86.7	37,274,227	86.7	28,329,685	88.8
将来負担比率 () / ()		2.8		11.2		17.6	

(注1) 「平成28年度決算に基づく健全化判断比率(埼玉県企画財政部市町村課)」から作成しています。

(注2) 割合は、標準財政規模に対するものを表しています。

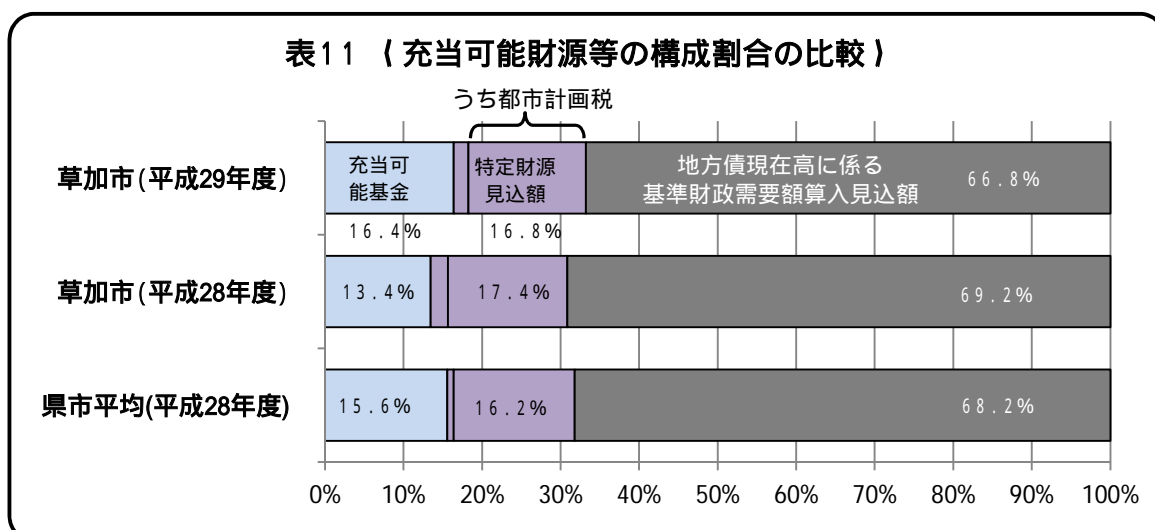
次に、将来負担額の算定項目についての構成割合を確認するために、表9「将来負担比率の算定における埼玉県内の市平均との比較」等からグラフを作成しますと、表10「将来負担額の構成割合の比較」のとおりとなります。



主な算定項目を比較しますと、一般会計等の地方債の現在高は、本市が 58.9% (平成28年度 57.4%) で、県市平均 70.9%より 12.0ポイント下回っています。なお、額については県市平均より 102億1,112万円上回っています。

公共下水道事業特別会計、病院事業会計等に係る地方債の償還のための一般会計からの繰入額である公営企業債等繰入見込額は、本市が 31.3% (平成28年度 32.7%) で、県市平均 14.9%より 16.4ポイント上回っています。なお、額については県市平均より 209億7,151万円上回っています。

また、充当可能財源等の算定項目についての構成割合を確認するために、同じくグラフを作成しますと、表11「充当可能財源等の構成割合の比較」のとおりとなります。



算定項目を比較しますと、充当可能基金額は、本市が 16.4% (平成28年度 13.4%) で、県市平均 15.6%より 0.8ポイント上回っています。なお、額については県市平均より 62億8,734万円上回っています。

特定財源見込額（充当可能特定歳入）は、本市は 16.8%（平成 28 年度 17.4%）で、県市平均 16.2%より 0.6ポイント上回っています。なお、額については、県市平均より 63億602万円上回っています。

地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額については、本市は 66.8%（平成 28 年度 69.2%）で、県市平均 68.2%より 1.4ポイント下回っています。なお、額については県市平均より 225億6,698万円上回っています。

次に、資料 2「近隣市等における市民一人当たりの将来負担額の比較」から本市と県市平均を確認しますと、次のとおりとなります。

充当可能財源等控除前の将来負担額から求めた市民一人当たりの将来負担額は、本市が 399,844円（平成 28 年度 402,596円）で、県市平均 397,307円より 2,537円上回っています。

一方、充当可能財源等控除後の将来負担額から求めた市民一人当たりの将来負担額は、本市が 4,330円（平成 28 年度 16,914円）で、県市平均 29,264円より 24,934円下回っています。

2 資金不足比率（事業の規模に占める資金の不足額の割合）

公営企業会計ごとの資金の不足額が事業の規模（年間料金収入等）と比較し、どの程度の割合かを示す指標で、資金が不足している場合における経営状態の悪化の度合いを示すものです。

算定の対象となる会計は、特別会計のうち地方公営企業法を適用する事業である水道事業会計及び病院事業会計と、地方財政法施行令第 46 条で定める事業のうち地方公営企業法を適用していない公共下水道事業特別会計、新田西部土地区画整理事業特別会計及び新田駅西口土地区画整理事業特別会計の 5 会計となり、比率は公営企業会計ごとに算定されます。

比率は、資金の不足額がある場合には算定されますが、資金の剰余額がある場合には算定されず、公表値は「 - 」と表示されます。各事業の「資金不足比率算定表と年度比較」では、剰余額を（負の値）で表した場合の実数値となる資金不足比率等を記載しました。

なお、比率が、経営の健全化を図るべき基準（経営健全化基準）以上である場合には、経営の健全化のための計画（経営健全化計画）を策定する必要がありますが、平成 29 年度は、経営健全化基準以上となる公営企業会計はありませんでした。

(1) 公共下水道事業特別会計（地方公営企業法非適用事業）

算定式

資金不足比率	=	$\frac{\text{資金の不足額 (A + B) - (C + D)}}{\text{事業の規模 (E - F)}}$
--------	---	--

A: 歳出額

B: 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

C: 歳入額(翌年度に繰り越すべき財源を除く。)

D: 解消可能資金不足額

E: 営業収益に相当する収入の額

F: 受託工事収益に相当する収入の額

表 12 「資金不足比率算定表と年度比較(公共下水道事業特別会計)」

(単位: 千円・%)

算定式の内容	算 定 値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	増減 -
歳出額 A	6,987,404	6,880,650	7,070,615	189,965
建設改良費等以外の地方債 現在高 B	0	0	0	0
歳入額(ア - イ) C	7,191,943	7,136,802	7,267,663	130,861
歳入 ア	7,201,389	7,144,683	7,309,613	164,930
繰り越すべき財源 イ	9,446	7,881	41,950	34,069
解消可能資金不足額 D	0	0	0	0
資金の不足(剰余) 額 () 【分子】(A+B)-(C+D)	204,539	256,152	197,048	59,104
営業収益相当額 E	2,777,415	2,744,777	2,926,714	181,937
受託工事収益相当額 F	0	0	0	0
事業の規模 () 【分母】 (E-F)	2,777,415	2,744,777	2,926,714	181,937
資金不足比率 ()/()	7.3	9.3	6.7	2.6
公 表 値	-	-	-	

公共下水道事業特別会計については、表12「資金不足比率算定表と年度比較(公共下水道事業特別会計)」のとおり、資金の不足額は生じていませんので、平成29年度における公表値は「-」表示です。実数値は6.7%で、前年度に比べ2.6ポイント低下しましたが、経営健全化基準である20.0%から26.7ポイント下回っています。

この主なものは、分母となる事業の規模()が下水道使用料の増加により、前年度と比べ6.6%増加する一方、分子となる資金の剰余额()が23.1%減少した結果、分母に占める分子の割合が低下したものです。

(2) 新田西部土地区画整理事業特別会計（地方公営企業法非適用事業）

算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A + B) - (C + D) + (E + F)}{\text{事業の規模 G}}$$

A: 歳出額

B: 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

C: 歳入額(翌年度に繰り越すべき財源を除く。)

D: 土地収入見込額

E: 土地造成等経費の財源に充てる地方債の現在高

F: 土地造成等経費の財源に充てる他の会計からの長期借入金の現在高

G: 資本 + 負債相当額

表 13 「資金不足比率算定表と年度比較(新田西部土地区画整理事業特別会計)」

(単位: 千円・%)

算定式の内容	算 定 値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	増減 -
歳出額 A	1,876,054	235,143	21,876	213,267
建設改良費等以外の地方債 現在高 B	0	0	0	0
歳入額(ア - イ) C	1,999,890	246,697	41,080	205,617
歳入 ア	1,999,890	246,697	41,080	205,617
繰り越すべき財源 イ	0	0	0	0
土地収入見込額 D	0	0	0	0
土地造成地方債現在高 E	0	0	0	0
土地造成他会計長期借入金 現在高 F	0	0	0	0
資金の不足(剰余)額 () 〔分子〕 (A+B)-(C+D)+(E+F)	123,836	11,554	19,204	7,650
事業の規模 () (資本 + 負債相当額)〔分母〕G	892,625	714,510	19,204	695,306
資金不足比率 ()/()	13.9	1.6	100.0	98.4
公 表 値	-	-	-	

(注1) 平成29年度から、公営企業相当分のみが表示となっています。

新田西部土地区画整理事業特別会計については、表13「資金不足比率算定表と年度比較(新田西部土地区画整理事業特別会計)」のとおり、資金の不足額は生じていませんので、平成29年度における公表値は「-」表示です。実数値は100.0%で、前年度に比べ98.4ポイント上昇し、経営健全化基準である20.0%から120.0ポイント下回っています。

この主なものは、分母となる事業の規模は、負債相当額となる公営企業分の地方債がなく、資本としての剰余額のみであることから、分母と分子が同額となったものです。

(3) 新田駅西口土地区画整理事業特別会計（地方公営企業法非適用事業）

算定式

資金不足比率	=	$\frac{\text{資金の不足額 (A + B) - (C + D) + (E + F)}{\text{事業の規模 G}}$
--------	---	---

A: 歳出額

B: 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

C: 歳入額(翌年度に繰り越すべき財源を除く。)

D: 土地収入見込額

E: 土地造成等経費の財源に充てる地方債の現在高

F: 土地造成等経費の財源に充てる他の会計からの長期借入金の現在高

G: 資本 + 負債相当額

表 14 (資金不足比率算定表(新田駅西口土地区画整理事業特別会計))

(単位：千円・%)

算定式の内容		算 定 値
		平成29年度
歳出額	A	2,065
建設改良費等以外の地方債 現在高	B	0
歳入額(ア - イ)	C	2,065
歳入	ア	2,065
繰り越すべき財源	イ	0
土地収入見込額	D	0
土地造成地方債現在高	E	0
土地造成他会計長期借入金 現在高	F	0
資金の不足(剰余)額 () 〔分子〕 (A+B) - (C+D) + (E+F)		0
事業の規模 () (資本 + 負債相当額) 〔分母〕 G		0
資金不足比率 () / ()		-
公 表 値		-

新田駅西口土地区画整理事業特別会計については、表14「資金不足比率算定表（新田駅西口土地区画整理事業特別会計）」のとおり、資金の不足額は生じていませんので、平成29年度における公表値は「-」表示です。

(4) 水道事業会計及び病院事業会計（地方公営企業法適用事業）

算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A-B-C+D) - (E+F+G)}}{\text{事業の規模 (H-I)}}$$

A:流動負債

B:控除企業債等

C:控除引当金等

D:建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

E:流動資産

F:貸倒引当金

G:解消可能資金不足額

H:営業収益

I:受託工事収益

水道事業会計

表 15 (資金不足比率算定表と年度比較(水道事業会計))

(単位:千円・%)

算定式の内容	算 定 値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	増減 -
流動負債 A	1,370,836	1,775,255	1,512,260	262,995
控除企業債等 B	177,200	182,520	188,019	5,499
控除引当金等 C	443,231	445,809	-	-
建設改良費等以外の 地方債現在高 D	0	0	0	0
流動資産 E	7,256,170	7,722,285	7,749,558	27,273
貸倒引当金 F	0	0	-	-
解消可能資金不足額 G	0	0	0	0
資金の不足(剰余)額 () 〔分子〕 (A-B-C+D) - (E+F+G)	6,505,765	6,575,359	6,425,317	150,042
営業収益 H	4,017,100	4,061,984	4,012,013	49,971
受託工事収益 I	10,491	9,293	13,559	4,266
事業の規模 () 〔分母〕(H-I)	4,006,609	4,052,691	3,998,454	54,237
資金不足比率 () / ()	162.3	162.2	160.6	1.6
公表値	-	-	-	

(注1) 平成29年度から、控除引当金等及び貸倒引当金については、資金不足額の算定方法に係る3年間の経過措置が終了したことに伴い、算定から除いています。

水道事業会計については、表15「資金不足比率算定表と年度比較（水道事業会計）」のとおり、資金の不足額は生じていませんので、平成29年度における公表値は「-」表示です。実数値は160.6%で、前年度に比べ1.6ポイント低下し、経営健全化基準である20.0%から180.6ポイント下回っています。

この主なものは、前年度と比べ分母、分子ともに減少していますが、分子である資金の剰余額を算出するに当たり、3年間の経過措置が終了したことに伴い、控除引当金等を算定から除いた結果、分子の減少額が分母である事業の規模の減少額を上回ったことによるものです。

病院事業会計

表16（資金不足比率算定表と年度比較（病院事業会計））

（単位：千円・%）

算定式の内容	算定値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	増減
流動負債 A	2,096,047	1,958,676	2,108,890	150,214
控除企業債等 B	635,613	499,929	526,706	26,777
控除引当金等 C	444,690	524,321	-	-
建設改良費等以外の 地方債現在高 D	0	0	0	0
流動資産 E	3,590,397	3,055,948	2,901,958	153,990
貸倒引当金 F	9,200	8,100	-	-
解消可能資金不足額 G	0	0	0	0
資金の不足（剰余）額（ 〔分子〕 (A-B-C+D)-(E+F+G)	2,583,853	2,129,622	1,319,774	809,848
営業収益（医業収益） H	11,035,301	11,166,543	11,675,924	509,381
受託工事収益 I	0	0	0	0
事業の規模（ 〔分母〕(H-I)	11,035,301	11,166,543	11,675,924	509,381
資金不足比率（ ）/（ ）	23.4	19.0	11.3	7.7
公表値	-	-	-	

（注1）平成29年度から、控除引当金等及び貸倒引当金については、資金不足額の算定方法に係る3年間の経過措置が終了したことに伴い、算定から除いています。

病院事業会計については、表16「資金不足比率算定表と年度比較（病院事業会計）」のとおり、資金の不足額は生じていませんので、平成29年度における公表値は「-」表示です。実数値は11.3%で、前年度に比べ7.7ポイント低下し、経営健全化基準である20.0%から31.3ポイント下回っています。

この主なものは、分母である事業の規模（営業収益）は増加し、かつ、分子である資金の剰余額を算出するに当たり、3年間の経過措置が終了したことに伴い、控除引当金等を算定から除いた結果、分子も減少したことによるものです。

3 むすび

近年の我が国の経済情勢は、内閣府の発表によると、長期に渡って景気の緩やかな回復基調が続いており、いざなぎ景気を超えて戦後2番目の長さとなっています。一方、急速な少子高齢化や人口減少、雇用や年金などの経済的不安、頻発する自然災害など前例のない時代を迎え、先行き不透明感の増大により家計消費が伸び悩む要因となっています。

本市を取り巻く状況においても同様の懸念があり、安定した財源の確保が課題となる中、財政を適正に運営する指針とするため、財政健全化法に基づいて算定された、本市の平成29年度決算における健全化判断比率を審査したところ、実質公債費比率については、前年度に比べ0.3ポイント、若干の上昇となっていますが、将来負担比率の状況は、充当可能基金額の増加と公営企業債等繰入見込額の減少により、前年度に比べ8.4ポイントの低下となり健全化の傾向を示しています。また、資金不足比率は、不足額が発生せず健全を示す比率となっています。

全国の状況を確認すると、最新の公表値である平成28年度決算に基づく自治体及び公営企業会計の比率では、早期健全化基準以上（将来負担比率）の団体は前年度同様1団体であり、経営健全化基準以上の公営企業会計数は前年度に比べ、10会計から9会計へ減少しています。

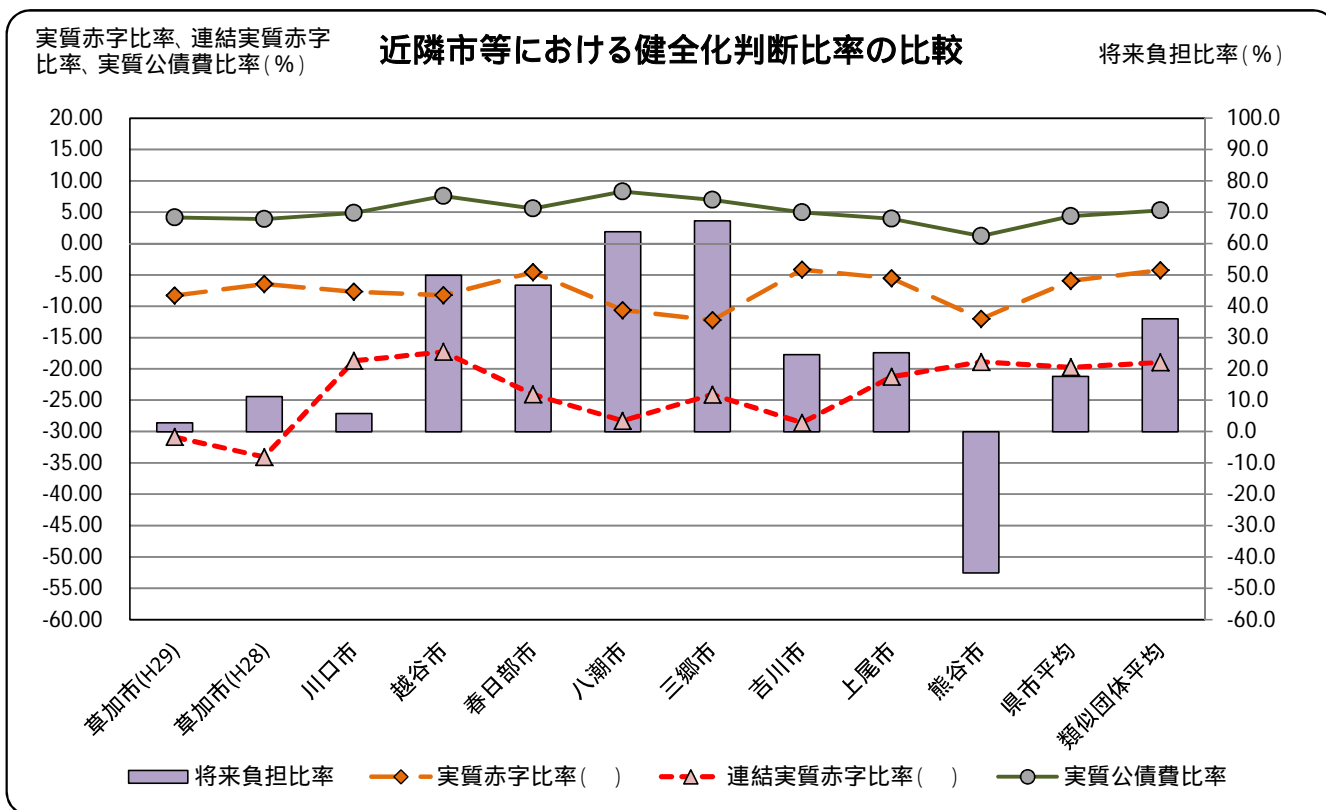
また、埼玉県内の市や類似団体の平均値を資料3及び資料4から確認すると、実質収支（黒字額）は埼玉県内の市では減少し、類似団体においては増加しています。実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも低下（改善）しています。

財政健全化指標は、財政状況を客観的に表し、自治体が健全な経営をする上での道しるべとなるものです。本指標をもとに計画的な行財政運営を行うとともに、数値のみに捉われず、まちづくりへの適切な投資や事業の実施に取り組むことを望みます。

本市では、少子高齢化に伴う財源の減少や社会保障関連経費の増加、公共施設等の老朽化対策など、今後は厳しい財政運営に直面すると想定されます。生産年齢人口を増加させる取組や地域における産業振興などを通じ、持続可能な財政を確立するための税収の確保に努め、施設の維持・更新においては、将来の人口構成の変化や施設に求められる機能や規模の適切な把握、見直しを行い、費用負担の発生時期が集中することのない計画的な更新が必要です。

人口を維持し、まちのにぎわいを創出するためには、防災面や財政面において安全・安心なまちづくりを構築するのはもちろんのこと、市民とともに個性と活力にあふれる魅力的なまちづくりを推進し、草加市に住んでみたい、住んでよかったと感じられるまちにしていける必要があります。そのためには、世代によって多様化したニーズを的確に把握し、市民が愛着や誇りを持つことができる「快適都市草加」の実現に向けた積極的な取組を期待しています。そして、限られた財源のもとで最大限の市民サービスを行うとともに、行財政改革の視点に立った柔軟な経営感覚をさらに磨き、計画的で持続可能な市政運営を強く望みます。

近隣市等における健全化判断比率の比較（平成28年度）



(単位：人・千円・%)

	草加市 (H29)	草加市 (H28)	川口市	越谷市	春日部市	八潮市
人口 (年度中の1月1日)	247,991	247,040	595,495	339,156	236,466	87,109
標準財政規模	43,334,145	42,987,569	101,599,980	58,588,462	42,326,627	16,516,607
実質赤字比率	8.28	6.43	7.66	8.23	4.56	10.60
連結実質赤字比率	30.86	34.04	18.69	17.26	24.06	28.27
実質公債費比率	4.2	3.9	4.9	7.6	5.6	8.3
将来負担比率	2.8	11.2	5.8	49.9	46.8	63.8

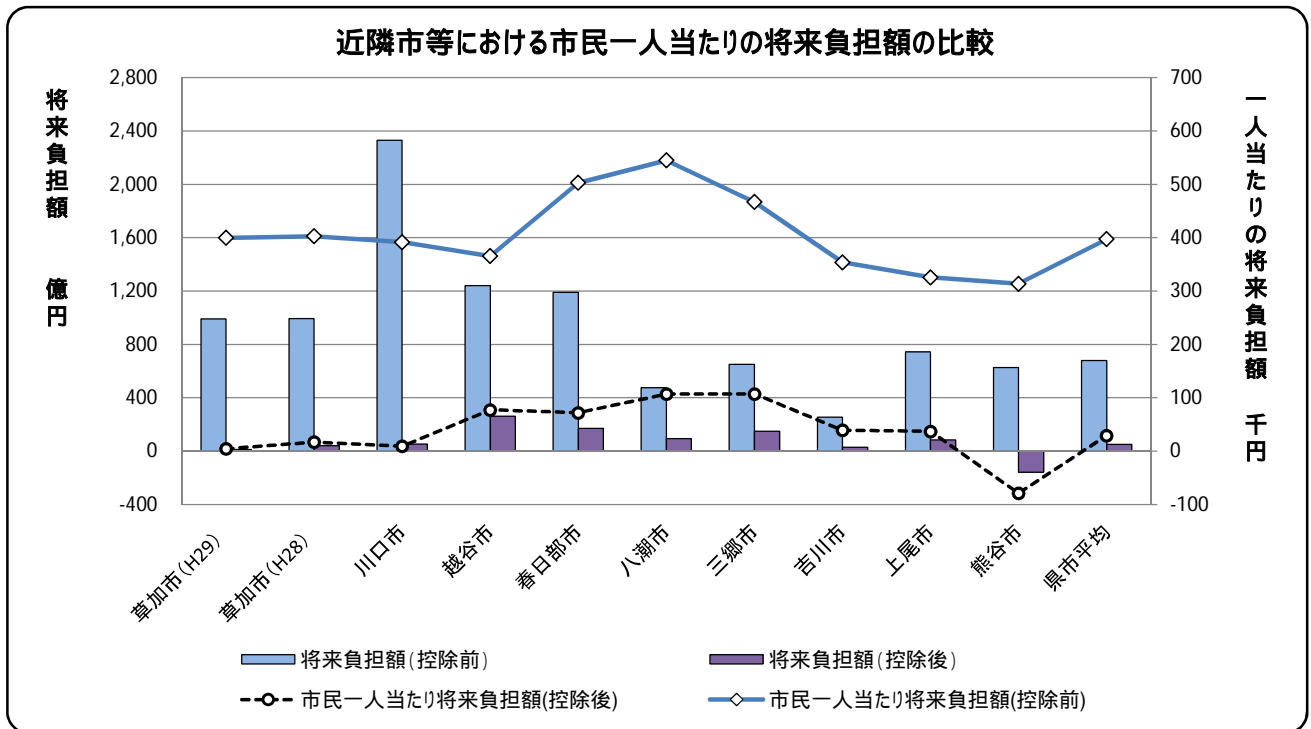
	三郷市	吉川市	上尾市	熊谷市	県市平均 (40団体)	類似団体平均 (37団体)
人口 (年度中の1月1日)	139,164	71,584	228,092	199,718	170,968	259,944
標準財政規模	24,864,465	12,491,584	37,263,739	39,554,087	31,892,354	52,560,455
実質赤字比率	12.19	4.15	5.53	12.02	5.91	4.25
連結実質赤字比率	24.08	28.57	21.23	18.87	19.73	18.95
実質公債費比率	7.0	5.0	4.0	1.2	4.4	5.3
将来負担比率	67.3	24.6	25.2	45.1	17.6	36.0

(注1) 草加市以外の市については、資料3「埼玉県内の市における健全化判断比率の状況(平成28年度)」のうち、近隣市及び人口規模が類似している団体を記載しています。

(注2) 県市平均及び類団平均は、資料3及び資料4の「平均」を記載しています。

(注3) 「人口(年度中の1月1日)」については、「草加市(H29)」は平成30年1月1日現在の住民基本台帳人口、その他は平成29年1月1日現在の住民基本台帳人口です。

近隣市等における市民一人当たりの将来負担額の比較（平成28年度）



	草加市 (H29)	草加市 (H28)	川口市	越谷市	春日部市	八潮市
将来負担額 (控除前) 千円	99,157,731	99,457,195	233,129,778	124,004,936	118,930,420	47,464,322
充当可能財源等 千円	98,083,925	95,278,877	227,760,140	97,831,969	101,921,331	38,151,408
将来負担額 (控除後) 千円 (-)	1,073,806	4,178,318	5,369,638	26,172,967	17,009,089	9,312,914
人口 (年度中の1月1日) 人	247,991	247,040	595,495	339,156	236,466	87,109
一人当たり将来負担額 (控除前) 円 (÷)	399,844	402,596	391,489	365,628	502,949	544,884
一人当たり将来負担額 (控除後) 円 (÷)	4,330	16,914	9,017	77,171	71,930	106,911

	三郷市	吉川市	上尾市	熊谷市	県市平均 (40団体)
将来負担額 (控除前) 千円	64,964,904	25,326,974	74,286,755	62,625,848	67,926,798
充当可能財源等 千円	50,057,842	22,527,822	65,860,736	78,393,980	62,923,565
将来負担額 (控除後) 千円 (-)	14,907,062	2,799,152	8,426,019	15,768,132	5,003,233
人口 (年度中の1月1日) 人	139,164	71,584	228,092	199,718	170,968
一人当たり将来負担額 (控除前) 円 (÷)	466,823	353,808	325,688	313,571	397,307
一人当たり将来負担額 (控除後) 円 (÷)	107,119	39,103	36,941	78,952	29,264

(注1) 平成28年度決算に基づく健全化判断比率(埼玉県)、表8及び資料3から作成しています。また、草加市以外の市については、近隣市及び人口規模が類似している団体を記載しています。

(注2) 「控除前」とは将来負担額を指し、「控除後」とは将来負担額から充当可能財源等を控除した将来負担額を指します。

(注3) 「人口(年度中の1月1日)」については、「草加市(H29)」は平成30年1月1日現在の住民基本台帳、その他は平成29年1月1日現在の住民基本台帳人口です。

資料 3

埼玉県内の市における健全化判断比率の状況（平成28年度）

（単位：千円・％）

市の名称	人口（人） H29.1.1 現在	標準財政規模 A	一般会計等 実質収支額 B	連結 実質収支額 C	健全化判断比率				
					（ 省略） B / A 実質赤字等 比率	（ 省略） C / A 連結実質赤字 比率	（ 3 力 年 平 均） 実質公債費 比率	将来負担 比率	
1	さいたま市	1,281,414	255,313,065	2,380,401	28,575,129	0.93	11.19	5.0	5.4
2	川越市	351,654	62,031,528	3,520,040	14,189,832	5.67	22.87	5.4	66.6
3	熊谷市	199,718	39,554,087	4,754,419	7,465,955	12.02	18.87	1.2	45.1
4	川口市	595,495	101,599,980	7,787,676	18,991,423	7.66	18.69	4.9	5.8
5	行田市	82,836	17,036,710	1,145,232	3,979,371	6.72	23.35	4.3	25.4
6	秩父市	64,540	17,236,315	1,668,460	4,869,496	9.67	28.25	3.6	31.6
7	所沢市	343,993	58,635,298	3,077,220	13,616,944	5.24	23.22	1.6	2.5
8	飯能市	80,293	17,227,432	590,121	2,363,337	3.42	13.71	2.5	17.5
9	加須市	113,917	24,369,416	2,502,659	6,218,862	10.26	25.51	6.2	12.2
10	本庄市	78,989	17,058,585	2,757,484	4,021,074	16.16	23.57	4.4	0.0
11	東松山市	89,953	17,033,626	1,010,969	6,693,796	5.93	39.29	3.6	25.8
12	春日部市	236,466	42,326,627	1,933,798	10,185,443	4.56	24.06	5.6	46.8
13	狭山市	153,054	27,139,004	1,462,712	7,058,982	5.38	26.01	2.8	18.4
14	羽生市	55,441	10,962,231	1,052,240	2,911,427	9.59	26.55	8.5	102.2
15	鴻巣市	119,041	23,929,338	1,642,895	3,937,171	6.86	16.45	3.7	20.4
16	深谷市	144,696	30,103,692	3,659,489	7,746,947	12.15	25.73	0.8	50.1
17	上尾市	228,092	37,263,739	2,063,813	7,913,438	5.53	21.23	4.0	25.2
18	草加市	247,040	42,987,569	2,765,691	14,635,643	6.43	34.04	3.9	11.2
19	越谷市	339,156	58,588,462	4,822,533	10,116,847	8.23	17.26	7.6	49.9
20	蕨市	73,900	14,098,363	878,815	3,648,425	6.23	25.87	4.1	2.0
21	戸田市	137,320	28,725,272	2,569,838	5,137,435	8.94	17.88	3.8	40.4
22	人間市	149,124	25,321,684	944,979	5,708,443	3.73	22.54	0.4	3.6
23	朝霞市	136,910	23,577,204	1,005,053	3,234,010	4.26	13.71	3.8	25.5
24	志木市	75,421	13,943,334	1,418,189	4,629,524	10.17	33.20	0.6	30.4
25	和光市	81,368	15,042,351	983,301	3,116,404	6.53	20.71	2.8	57.1
26	新座市	164,767	28,791,653	1,571,170	4,827,424	5.45	16.76	6.0	54.2
27	桶川市	75,266	13,581,572	323,936	880,550	2.38	6.48	4.4	24.1
28	久喜市	154,241	30,469,708	2,316,445	6,470,534	7.60	21.23	7.8	40.5
29	北本市	67,593	12,623,416	749,979	1,504,947	5.94	11.92	4.6	42.5
30	八潮市	87,109	16,516,607	1,752,190	4,669,878	10.60	28.27	8.3	63.8
31	富士見市	110,398	19,997,403	732,828	2,825,190	3.66	14.12	3.6	7.5
32	三郷市	139,164	24,864,465	3,033,095	5,988,391	12.19	24.08	7.0	67.3
33	蓮田市	62,347	11,947,060	737,978	3,211,885	6.17	26.88	5.4	15.8
34	坂戸市	101,545	18,300,247	1,135,665	2,163,308	6.20	11.82	4.5	43.1
35	幸手市	52,401	9,989,246	910,586	3,278,136	9.11	32.81	4.0	18.8
36	鶴ヶ島市	70,061	12,613,860	749,986	1,279,702	5.94	10.14	7.2	5.3
37	日高市	56,600	10,883,758	849,575	3,755,177	7.80	34.50	2.1	8.4
38	吉川市	71,584	12,491,584	518,965	3,569,203	4.15	28.57	5.0	24.6
39	ふじみ野市	113,553	21,890,877	1,203,987	4,154,040	5.49	18.97	0.4	29.2
40	白岡市	52,257	9,627,776	534,631	2,184,036	5.55	22.68	7.5	6.2
	平均	170,968	31,892,354	1,887,976	6,293,194	5.91	19.73	4.4	17.6

（注1）平成28年度市町村別決算状況調（総務省）及び平成28年度決算に基づく健全化判断比率（埼玉県）、公開資料を基に作成（算定）しています。

（注2）実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも実質赤字であり、を省略して表示しています。

（注3）「一般会計等実質収支額」は、実質赤字比率を算出するため、一般会計に属する特別会計を含んだものです。

資料 4

類似団体における健全化判断比率の状況（平成 28 年度）

類似団体区分（総務省） 施行時特例市（平成 28 年 4 月 1 日現在）

（単位：千円・％）

整理番号	都道府県名	市の名称	人口（人） H29.1.1現在	標準財政規模 A	一般会計等 実質収支額 B	連結 実質収支額 C	健全化判断比率			
							（省略） B/A （実質赤字比率） 一般会計等	（省略） C/A （連結実質赤字比率）	（3 年 平均） （実質公債費比率）	将来 負担 比率
1	青森県	八戸市	234,189	50,785,435	-	-	-	-	10.7	126.7
2	山形県	山形市	249,133	51,226,620	1,662,446	11,834,463	3.24	23.10	8.4	77.9
3	茨城県	水戸市	273,231	55,753,351	-	-	-	-	9.1	93.0
4	茨城県	つくば市	227,127	46,704,446	1,499,955	3,716,467	3.21	7.95	6.5	46.3
5	群馬県	伊勢崎市	212,046	42,171,487	-	-	4.67	35.52	5.7	39.5
6	群馬県	太田市	223,665	47,406,655	-	-	6.77	9.42	6.4	50.6
7	埼玉県	熊谷市	199,718	39,554,087	4,754,419	7,465,955	12.02	18.87	1.2	45.1
8	埼玉県	川口市	595,495	101,599,980	7,787,676	18,991,423	7.66	18.69	4.9	5.8
9	埼玉県	所沢市	343,993	58,635,298	3,077,220	13,616,944	5.24	23.22	1.6	2.5
10	埼玉県	春日部市	236,466	42,326,627	1,933,798	10,185,443	4.56	24.06	5.6	46.8
11	埼玉県	草加市	247,040	42,987,569	2,765,691	14,635,643	6.43	34.04	3.9	11.2
12	神奈川県	平塚市	257,373	48,585,126	3,357,784	7,880,891	6.91	16.22	2.2	16.7
13	神奈川県	小田原市	193,803	37,451,482	3,588,676	11,462,711	9.58	30.60	5.4	5.9
14	神奈川県	茅ヶ崎市	241,979	40,522,677	2,657,847	9,541,666	6.55	23.54	0.4	44.5
15	神奈川県	厚木市	225,366	50,639,562	3,426,502	5,528,218	6.76	10.91	2.5	54.0
16	神奈川県	大和市	235,434	40,984,423	2,867,775	6,892,022	6.99	16.81	0.7	28.9
17	新潟県	長岡市	274,977	72,386,430	-	-	-	-	7.7	52.6
18	新潟県	上越市	196,959	57,346,173	1,831,402	15,240,983	3.19	26.57	13.0	85.6
19	福井県	福井市	265,796	58,561,352	749,019	9,040,750	1.27	15.43	11.4	111.8
20	山梨県	甲府市	191,673	41,920,372	214,596	7,312,573	0.51	17.44	7.2	70.8
21	長野県	松本市	241,272	57,475,414	-	-	-	-	4.7	-
22	静岡県	沼津市	199,006	40,910,918	-	-	-	-	4.4	31.0
23	静岡県	富士市	255,839	49,394,758	2,626,817	8,556,419	5.31	17.32	2.5	61.2
24	愛知県	一宮市	386,208	70,719,252	-	-	-	-	3.3	43.7
25	愛知県	春日井市	311,708	55,970,567	2,319,647	15,297,252	4.14	27.33	5.3	53.5
26	三重県	四日市市	312,211	70,210,994	-	-	-	-	8.7	36.7
27	大阪府	岸和田市	198,017	42,570,367	-	-	0.23	4.64	10.8	47.6
28	大阪府	吹田市	369,898	70,097,555	-	-	0.76	7.93	1.8	48.7
29	大阪府	茨木市	280,601	50,543,174	-	-	1.8	13.3	3.4	43.5
30	大阪府	八尾市	268,457	54,487,935	35,822	11,338,540	0.06	20.80	7.1	39.8
31	大阪府	寝屋川市	237,441	45,413,943	-	-	3.38	21.01	2.1	48.7
32	兵庫県	明石市	298,799	56,422,718	1,258,796	9,781,881	2.23	17.33	3.4	49.3
33	兵庫県	加古川市	268,541	48,985,883	367,148	7,568,340	0.74	15.45	4.3	32.9
34	兵庫県	宝塚市	234,349	43,394,954	-	-	-	-	4.4	30.8
35	鳥取県	鳥取市	190,960	50,520,040	1,261,414	9,562,506	2.49	18.92	11.4	72.1
36	島根県	松江市	204,403	55,615,990	-	-	-	-	15.1	119.9
37	佐賀県	佐賀市	234,758	54,453,233	1,384,357	7,752,912	2.54	14.23	2.6	40.5
		平均	259,944	52,560,455	2,236,035	10,145,636	4.25	18.95	5.3	36.0

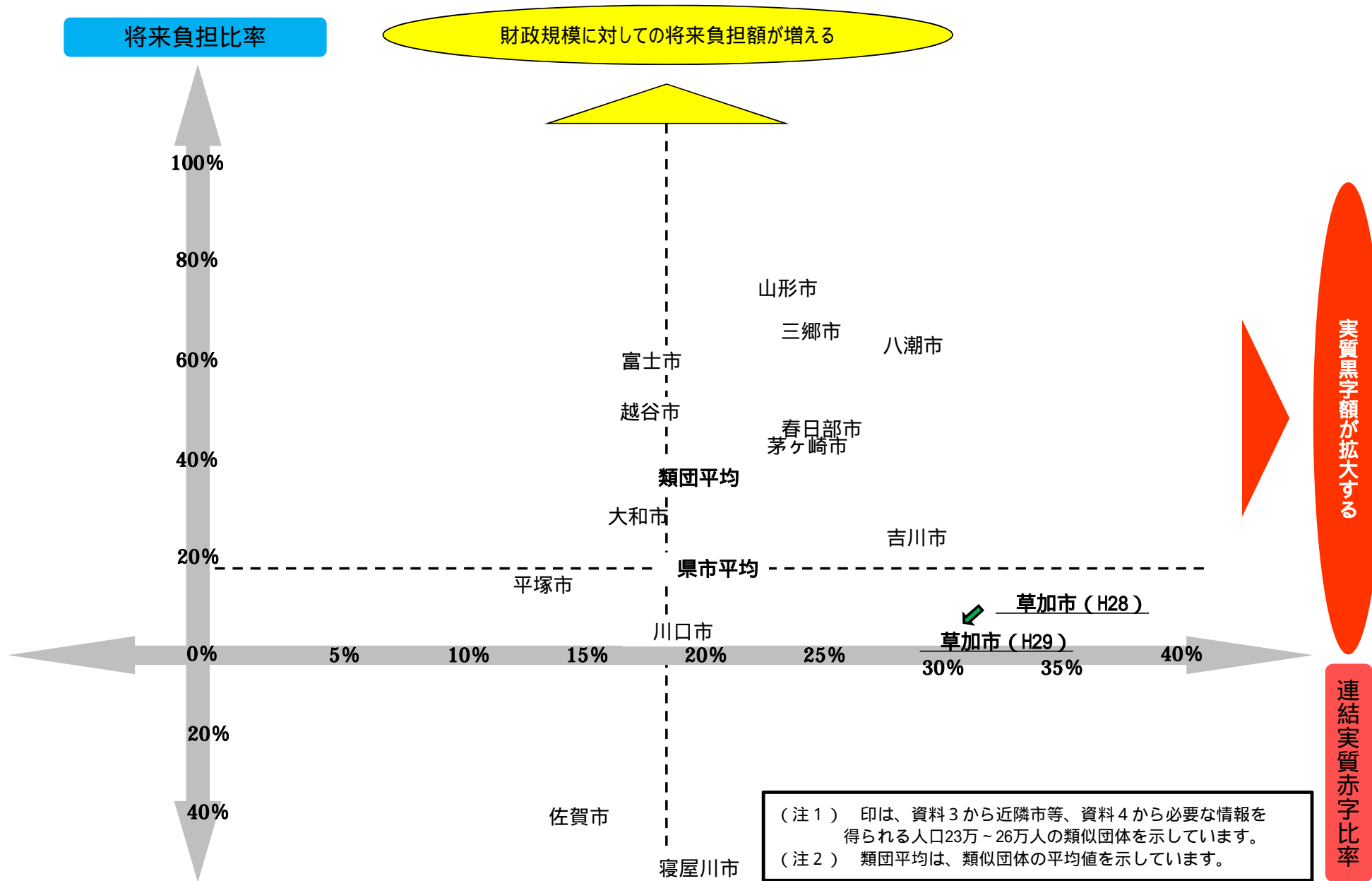
（注1）平成 28 年度市町村別決算状況調（総務省）及び平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率（埼玉県）、公開資料から可能な範囲で作成しています。

（注2）実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも実質赤字であり、を省略して表示しています。

（注3）平均は、各数値の合計を表示団体数（最大 37 市）で除しています。なお、「-」表示は算定除外しています。

（注4）「一般会計等実質収支額」は、実質赤字比率を算出するため、一般会計に属する特別会計を含んだものです。

近隣市等及び類似団体における連結実質赤字比率及び将来負担比率の関係（平成 28 年度） イメージ



ア 行

一部事務組合

地方公共団体の事務の一部を共同処理するために設置されたものです。

一般会計

地方公共団体の会計の中心をなすもので、特別会計で計上される以外のすべての経費は一般会計で処理されます。

一般会計等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものです。

一般財源

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものをいいます。地方税、地方譲与税、地方交付税のほか、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び交通安全対策特別交付金等があります。

カ 行

基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。

基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額です。各行政項目の基準財政需要額は、単位費用、測定単位及び補正係数を乗じた額を基本に算定します。

広域連合

地方公共団体の事務で広域にわたり処理するために設置されたものです。

公営企業（法適用企業・法非適用企業）

地方公共団体が経営する企業で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業で法適用企業以外のものを法非適用企業と規定しています。

法適用企業は企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われます。

公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金をいいます。

サ 行

債務負担行為

歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、地方公共団体が将来にわたる債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めておくもので、予算の一部を構成するものです。

債務保証

地方公共団体が地域の産業、経済の振興等を図るため、地方公共団体が住民の受け融資等に対する債務の保証で、主たる債務を前提とし、その債務が履行されない場合に代わって弁済する契約です。

実質収支

歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源（継続費繰次繰越、繰越明許費繰越、事故繰越等）を控除した額です。通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断します。

準元利償還金

公営企業や一部事務組合等が借り入れた地方債の償還財源に充てられた、一般会計が負担した繰出金や負担金等の合計額です。

損失補償

特定の者が金融機関等から融資を受ける場合に、その融資の全部又は一部が返済不能となって当該金融機関等が損失を被ったとき、地方公共団体が融資を受けた者に代わって、その損失を補償することをいいます。

タ行

第三セクター

一般的には、地方公共団体の公共部門（第一セクター）と民間部門（第二セクター）との共同出資で設立された事業主体を指します。

地方公社

公共用地の取得・造成、住宅の建設管理等を行うために、地方公共団体が出資等を行って設立された法人です。

地方交付税

国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定の割合の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるように、一定の基準により国が交付する税をいいます。

地方債

地方公共団体が資金調達のために負担する債務でその返済が一会計年度を超えて行われるものをいいます。

特定財源

財源の用途が特定されているもので、国庫支出金、県支出金、地方債、分担金、負担金、使用料、手数料等があります。

特別会計

地方公共団体が特定の事業を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、一般会計から分離して別に収支経理を行う会計です。

八 行

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額ですが、特例として臨時財政対策債の発行可能額を含みます。

なお、実際の歳入額とは一致しません。

標準税収入額

地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額です。具体的には、法定普通税の基準税額の合計をいいます。

九 行

臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。なお、償還費用は普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額に算入されます。

